

議案第41号

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月4日提出

沼田市議会議長 久保健二様

提出者 議会運営委員会 委員長 星野佐善太

賛成者 同 副委員長 島田康弘

同 委員 高山敏也

同 同 永井敏博

同 同 茂木清七

同 同 中村浩二

同 同 井上弘

同 同 大東宣之

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）

ロシアによるウクライナ侵略は、国際社会の平和と秩序を著しく脅かすものであり、国連憲章に違反するこの行為は断じて許すことはできない。

恒久平和の実現は、全世界の人々が望むものであり、多くの生命が失われることは断じて許されず、国家固有の主権が一方的に軍事力によって侵害されたことは国際法に照らしても許されることではなく、極めて遺憾である。

今この瞬間にもウクライナの地では、銃弾やミサイルの恐怖の下に多くの幼い子どもや女性、人々の命と人権が奪われようとしている。

ここに沼田市議会は、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議するとともに、直ちに軍事行動を中止し、無条件での完全撤退を求めるものである。

また政府においては、現地在留邦人の早期安全確保に努められるとともに、国際社会と協調・連携し毅然たる態度でこれに臨み、ロシアに対して軍事行動の即時停止及び完全撤退を強く求めるべきである。

以上、決議する。

令和4年3月 日

沼田市議会